

一団体の指導者の皆様へー

豊島区

ボランティア指導者救済保険

受付 5月20日（火）～6月19日（木）

提出先 7ページをご参照ください

ご あ ん な い

近年、子ども会活動をはじめとした、いろいろな地域活動が大変盛んになっています。これらの活動は、区民の皆様の温かい善意や自発的なご協力に基づく無償の地域貢献活動（ボランティア活動）にささえられ、地域社会の発展や向上に大きな役割を果たしています。

ところがその一方で、地域貢献活動中の思わぬ事故により、指導者のかたがけがをされたり、多額の賠償金を請求されたりして、活動そのものが行き詰まってしまうようなことも心配されます。

この保険は、そのような万一の大きな事故に備え、指導者の皆様の心配を軽くし、安心して活動に専念していただけるように、豊島区が保険料を負担しご加入いただくものです。

1. こんな活動が保険の対象です

青少年が健全に育つように、スポーツやレジャーを通じて指導していく活動や、高齢者や体の不自由な人達に対して援助したり社会に参加する喜びや生きがいを共に分かち合おうとする活動など、区政と関連のある地域貢献活動を、幅広く対象にしています。

ただし、本保険の対象となるのは、地域活動団体（ボランティア団体）等の“指導者”として活動中の事故に限られます。（地域貢献活動の“参加者”として活動中の事故は、対象となりません。）

詳しくは以下をお読みください。

対象となる活動（例）

- ・ **子ども会活動や青少年スポーツの指導**
- ・ **高齢者クラブによるゲートボール大会等の援助活動**
- ・ **体の不自由な子ども達との交流クリスマス会**
- ・ **病弱者への訪問家事援助活動** 等、いろいろな活動があてはまります。

＝ “地域貢献活動” とは？ ＝

地域活動団体等の行事及び技術や労働力を無報酬（実費弁償は除く）で提供し、豊島区民の福祉を増進する目的をもった公益性のある直接的活動で次に掲げるもの

ただし、学校管理下、職業行為、政治的・宗教的、営利的目的をもって行うものを除く。

- ア 青少年及び児童等の健全育成活動
- イ 高齢者及び心身障害者等に対する社会福祉活動
- ウ スポーツ指導等の社会教育活動
- エ 住民福祉向上のための地域振興活動
- オ 前各号のほか、区長が特に必要と認める活動

【豊島区ボランティア指導者救済保険取扱要綱 第2条（1）より引用】

対象となるために必要なこと

- ① 「ボランティア指導者救済保険 被補償者認定申請書 兼 通知書」を提出していること。
- ② 上記①の申請書に、指導者として名前が記載されていること。
- ③ 地域貢献活動と認められる活動であること。（上記の枠内を参照）
- ④ 指導者として活動中の事故であること。

※参加者として活動中の事故については、対象となりません。

詳しくは5ページの「指導者の定義」の項をご覧ください。

2. ほとんどの団体が加入できます

ふだん、地域貢献活動ではない活動をしている団体でも、1. にあげた地域貢献活動の計画があるときは、地域貢献活動としての活動部分について、この保険に入れます。

(参考)：令和6年度の参加団体数 約530

ただし、政党や宗教団体、および会社など営利を目的とする団体は、この保険には入れません。

＝“地域活動団体等”とは？＝

区民により自主的かつ自発的に構成された団体又はグループ（ただし、政治的・宗教的・営利的目的をもつ団体及びグループを除く）で前号に規定する活動を行うもの。

【豊島区ボランティア指導者救済保険取扱要綱 第2条（2）より引用】

3. こんな内容の保険です

Ⅰ. 賠償責任保険

賠償責任保険とは、

「偶然起きた事故についての法律上の賠償責任を負担する事によって受ける損害を
あな埋めする保険」です。

(例)

- ・体の不自由な子供たちと交流キャンプを開いていたが、会場の下見が不十分で、危険な川で遊ばせてしまい、子どもがおぼれて死亡してしまった。
- ・高齢者の訪問看護指導中に、ストーブを蹴飛ばして火事を起こし、家を全焼させてしまった。
- ・子ども会のソフトボール練習中、指導者がノックしたボールが近所の家に飛び込み、窓ガラスを割って家人にケガをさせてしまった。

このような地域貢献活動中の過失により、他人の身体や物に損害を与えたことについて、加害者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に、それによって受ける損害を肩代わりするのが、この「賠償責任保険」です。

＝ “損害賠償責任保険” とは？ ＝

指導者の管理監督、指導・誘導等の過失により生じた偶発的な事故（以下「事故」という）による他人の身体の障害（障害に起因する死亡、後遺障害を含む。）又は他人の財物の滅失・毀損若しくは汚損（以下「損壊」という）について、団体又は指導者が、法律上の賠償責任を負担することによって被る財産上の損害を補填する保険

【豊島区ボランティア指導者救済保険取扱要綱 第2条（4）アより引用】

保険金額は以下の通りです。

	事故種別	保険金額
賠償責任保険	対人事故 (身体傷害事故)	1 事故につき 1 億円まで
	対物事故 (財物損壊事故)	
	対物事故 (保管財物損壊事故)	1 事故につき 300万円まで

II. 傷害保険

活動中の地域活動団体等の＊指導者が、活動に原因のある偶然で、急激な外来の事故によりケガをしたり、亡くなられた場合の保険です。

＝ “傷害保険” とは？ ＝

地域貢献活動の遂行に起因する急激かつ偶然な外来の事由（熱中症、細菌性食中毒及びウイルス性食中毒を含む。）により指導者本人の身体に被った損害に対して支払われる保険

【豊島区ボランティア指導者救済保険取扱要綱 第2条（4）イより引用】

* 指導者 の定義

＝ “指導者” とは？ ＝

団体において地域貢献活動の計画立案及び運営上の指導的かつ責任的地位にある者、又はこれに準ずる者で区長が認定する者。

【豊島区ボランティア指導者救済保険取扱要綱 第2条（3）より引用】

（注）指導者以外の参加者等は、この保険の対象ではありません。

指導者以外の方には、この保険とは別に「行事保険」「傷害保険」等をかけないと、指導者に賠償責任がある場合以外、補償がありません。

保険金額は以下の通りです。

	事故種別	保険金額
傷 害 保 険	災害死亡補償保険金	1名につき 500万円まで ＊事故発生当日から180日以内に その事故による傷害が原因で死亡したとき
	後遺傷害補償保険金	後遺傷害の程度により死亡保険金の4/100～100/100まで ＊事故発生当日から180日以内に その事故による傷害が原因で後遺傷害が生じたとき
	入院保険金	1名につき 3000円/日 ＊事故発生当日から180日までの期間の入院を限度とする。
	通院保険金	1名につき 2000円/日 ＊事故発生当日から180日までの期間の通院日数分 (ただし、最大90日分まで)
	手術保険金 入院して所定の手術を受けたとき。	入院補償の日額に手術の種類に応じて定めた倍率（10倍、20倍又は40倍）を乗じて得た額 ＊入院補償が支払われる場合のみ支払の対象となる。

* **必ず医師による診断、治療をお受け願います。**

医師以外の治療を受けると、保険が適用されない場合があります。

4. 保険期間は1年間です。

賠償責任保険

令和7年7月1日 午後4時 ～ 令和8年7月1日 午後4時

傷害保険

令和7年7月1日 ～ 令和8年6月30日

5. 保険料は無料です。

全額豊島区が負担します。 団体や指導者の方の負担はありません。

6. 次のような場合は、保険の対象になりません。

Ⅰ. 賠償責任保険

- ・損害発生が、故意による場合
- ・損害発生が心神喪失に起因する場合
- ・損害発生が、戦争や労働争議、政変などによる場合
- ・損害発生が、地震や津波、洪水などの天災による場合
- ・損害発生が自動車の所有、使用または管理に起因する場合
- ・損害発生が、指導者の所有・管理する自動車や飼い犬等による場合
- ・損害発生が、施設の建設や改修、修理などによる場合
- ・損害発生が故意または重大な過失により、法令に違反して製造、販売または提供した提供物に起因する場合
- ・損害発生が、提供物またはボランティア活動の結果が、所期の効能、性能を発揮できなかったことによる場合
- ・損害発生が被保険者の職業上の業務の遂行に直接起因する場合
- ・損害発生時、山岳登山やダイビング等、危険性の高い行為を行っていた場合
- ・指導者の同居の親族に対する賠償の場合（上のいずれの場合にも当てはまらない場合を含む）
- ・損害の発生が人または動物に対する診療、治療、看護、疾病予防、救急救命処置による場合

II. 傷害保険

- ・傷害発生が、故意・重過失による場合
- ・傷害発生が自殺行為・闘争行為・犯罪行為による場合
- ・傷害発生が麻薬・あへん・大麻・覚せい剤・シンナー等の使用による場合
- ・傷害発生時が無資格運転中・酒酔い運転中の事故の場合
- ・傷害発生が、戦争・暴動などによる場合
- ・傷害発生が妊娠、出産または早産による場合
- ・傷害発生が、地震や津波、洪水などの天災による場合
- ・傷害発生が、脳疾患や脳の疾病・心神喪失等による場合
- ・傷害発生時、山岳登山やダイビング等、危険性の高い行為を行っていた場合
- ・傷害の内容が、他覚症状のない頸部症候群（むちうち症）や腰痛の場合

7. 申し込み方法は次の通りです。

この保険への加入をご希望の地域活動団体等の代表者の方は、

被補償者認定申請書(様式第1号)を豊島区長あてにご提出願います。

8. 提出先はこちらです。

下記の各窓口にて**5月20日(火)から6月19日(木)**まで受け付けます。

提出先窓口一覧

- ・町会・自治会活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 区民活動推進課
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 東西区民事務所
- ・高齢者の援助活動を行う団体・・・・・・・・・・・・・ 高齢者福祉課
- ・障害者等の援助活動を行う団体・・・・・・・・・・・・・ 障害福祉課
- ・青少年の健全育成活動を行う団体・・・・・・・・・・・・・ 子ども若者課
- ・区立・私立保育園父母の会・・・・・・・・・・・・・ 保育課
- ・青少年の社会教育活動やスポーツ活動をおこなう団体・・・・・・ 生涯学習・スポーツ課

- ・ 病弱者の援助活動を行う団体 地域保健課等
- ・ 児童館父母の会 放課後対策課
- ・ その他の活動を行う団体 活動の関連課

- * 複数の内容の活動を行う団体は、最も主とする活動に関連する部課にてお手続き願います。
- * 団体の主とする活動が地域貢献活動以外の場合でも、団体の活動目的が、区のいずれかの部課に関連する場合は、その部課にて手続きをすることもできます

9. 事故防止がなによりも大切です。

この保険は、万一事故が起こった場合に備えての制度ですが、
一番大切なことは、事故を起こさないよう未然に防止することです。

保険で損害を補償する事ができても、一度失った大切な「命」や「信用」は戻ってきません。
 刑事責任を逃れることもできません。

活動にあたっては、次の事に十分注意しましょう。

- ・ 事前に綿密な計画を立て、危険がないかどうか十分チェックしましょう。
- ・ 必要があれば、前もって下見などを行っておきましょう。
- ・ 引率者や指導者の数は十分か、注意・指導が全体によく行き渡っているかどうか、よく確認しておきましょう。

* 万が一事故がおきてしまったら、至急下記に連絡をしてください。

∴お問い合わせ、またはご連絡は： 担当課（申込書を提出した課）

または 総務部総務課総務グループ 電話(3981)4451